平成25年第2回美郷町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年3月13日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 3 議案第 3号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町 村圏組合規約の一部変更について
- 第 4 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第 5 議案第 5号 町道の認定について
- 第 6 議案第 6号 町道の廃止について
- 第 7 議案第 7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 8 議案第 8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制 定について
- 第10 議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について
- 第11 議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格 基準に関する条例の制定について
- 第12 議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 第13 議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 第14 議案第14号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正について
- 第15 議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷 町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第18 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第19 議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について

第20 議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について 第21 議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について 第22 議案第22号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第11号 第23 議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号 第24 議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号 第25 議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号 第26 議案第26号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号 第27 議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

中 村 美智男 君 1番 2番 熊谷良夫君 3番 伊 藤 福章 君 4番 武 藤 威 君 中 村 利 昭 君 5番 森 元 淑 雄 君 6番 7番 吉 野 久 君 8番 福 田 守 君 泉 美和子 泉 夫 君 9番 君 10番 繁 澤 隆一 君 澁 君 11番 杉 12番 谷 俊 13番 深 澤 均 君 14番 戸 澤 勉 君 飛 澤 龍右工門 15番 熊 谷 隆一 君 16番 君 17番 深 沢 義 一 君 18番 髙 橋 猛 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松 田知己君 副 町 長 佐々木 敬 治 君 長 原 君 総 務 課 小 正彦 企画財政課長 高橋 薫 君 税 務 課 原隆昇 君 住民生活課長 長 小 鈴木 隆 君 福祉保健課長 前 田 忠 秋 君 農 政 課 長 深澤 克太郎 君 商工観光交流課長 橋 一 久 君 設 課 長 照 井 智 則 君 髙 建 会計管理者兼 髙 橋 辰 巳 君 農業委員会長 渡邊 調 君 出 納 室 長 農業委員会 澤 君 杉 哲 教育委員長 佐藤 孝 君 務 局 長 教育次長兼 教 育 長 後 松 順之助 君 下 田 亮 君 教育総務課長 教育施設課長 山 正 之 君 生涯学習課長 梅 小 林 宏 和 君

代表監查委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

庶 務 班 長 事 務 潔 鈴 木 邦 子 局 長 髙 橋 兼議事班長 主 杳 小 西 輝 昭

◎開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(髙橋 猛君) 日程第1、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇武 藤 威 君

○議長(高橋 猛君) 最初に、4番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇 願います。

(4番 武藤 威君 登壇)

〇4番(武藤 威君) おはようございます。久々にこの場に立たせていただきました。

ところで今定例議会、きのうの議案にもありましたし、これ町長の施政方針、これを冒頭初日からこういう形で町長から説明ありましたけれども、これを見て、いや今回失敗しちゃったなと。私の聞きたい、言いたい、結構町でもやってくれて、これ助かることで一般質問何としたらいいべなと思ったりもしましたけれども、いずれにせよ別の観点とでもいいますか、少し大きく見てとでもいいますか、そういう形で聞いていきたいと思いますけれども、美郷町が合併したという形で、秋田県第一号ということで本当にスムーズにいったほうではないかなと。何事もなく合併に結びつくことができたのではないかなと思っているのは私だけではないと思いますけれども、やはりこれの原因の一つには、仙南・千畑・六郷というところは大体地域環境から見ても交流から見ても昔から深いつながりがあったということも原因の一つではないかなと私は思うわけでご

ざいます。美郷町の町民憲章、「私たちは 自然を愛し 心豊かに健やかに未来にひらく美しいまちを ともにつくります」とありますけれども、まさにそのとおりだと思います。やはりそれぞれの地域や町発展の中には、やはり生活道路や水路と密接な関係があるということは昔から集落ができてきた歴史を見れば、そう思われるわけでございます。やはりこの後も町でもいろいろとやっていくわけですけれども、大きな目で見れば20年後あるいは40年後、何となるかわかりませんけれども、やはり美郷町も合併してから1万人近くもいなくなると、減ってきているという形で、いつかはそういう形になっていくのではないかなと。やっぱりそういう長い目で見てもまちづくりを進めていかなければできないのではないかなと私は思うわけでございます。

いずれにせよ道路ですけれども、美郷町全域から見れば南北の道路を見ても東西の道路を見ても大体の生活道路といいますか、工事とかそういうものを除けば相当よくなってきているのではないかなとさえ思うわけでございます。やはりそういう中で、まだまだちょっと考えていかなければできないということになれば、例えば竹原・内村線、山根線あたりもまだ危険箇所もあるし、あそこも結構生活道路として子供の通学路として使われる道路だろうし、また学校統合によりまして六郷、東根、妻の神から町部にかけた花巻線など、もうちょっと考えていかなければできない道路などもありますけれども、大体大きな道路に関しては大体よくなってきているのではないかなと私は思います。

そういう中で、先ほど言いましたけれども環境とか同じ地域、そういう観点から見れば、やはり山の陰にもいい道路がありますけれども、みずほの里ロードでございます。私もたまに通りますけれども、本当にいい道路だなと。まさに宝の道路だなと思っております。やはりその山際、またこっちざっと見ても歴史、文化、産業、あらゆる面でそれを利用していけば隣の岩手県とでもつながる交流の道路としても大変有望な道路にもなるんだろうし、そういう面でも考えていかなければできないのではないかなと思うわけでございます。やはりそういう中でもうちょっとPR、道路標識もない、例えばです。やはりここのキリシタン洞穴一つ見ても処刑されたのは横手市であるし、そういう面も子供たちまだわからない子も結構おるようでございますし、金沢の柵に関しては、岩手県の平泉の藤原文化を探りたいということで横手市でタクシーを拾ったそうですけれども、そういう中で平泉文化と金沢の柵のつながりを知りたいということでタクシーに乗ったら、何とびっくり笑い話になりますけれども後三年のJRの駅に連れていったそうです。果たしてこれでいいのだろうかと思うわけでございます。

そういうこともありますので、いろいろな面で歴史、文化、スポーツもあります。そういう形

でもうちょっとこの道路を利用した各町村、横手の清陵学院ですか、あそこから横手市、美郷町、それから大仙市、仙北市、田沢湖のたざわこ芸術村あたり、大体40キロメートルぐらいあるわけですけれども、その沿線で一番長いのが美郷町でございます。やはりその道路を利用した隣近所の方々とも交流の場、それから観光を考えるにしても宿泊を考えるにしても、もうちょっとそれこそ今薬や薬草、それにJR、大学等連携を結んでおりますけれども、それももちろん大事です。大事ですけれども、やはり将来を考えたとき、この地域全体で考えていく必要があるのではないかなと思うことからお聞きするわけでございます。

それから、次にスポ少の関係でお聞きしたいんですけれども、中学高校での影響は体罰をどうなくせるか。将来ある子供の自殺をどう防げるかなど心配しているのは子供を持つ親だけではありませんけれども、親として学校に……(「武藤議員……」の声あり)はい。(「水路の件はいいんですか。水路の件。水路の件も通告されてますけれども」の声あり)申しわけないです。はい、わかりました。

2つ目は、水路と防火用水の確保だと思います。済みません。町では水環境条例を制定しておりますし、清水の里として売り込み中でございます。でも、このままでは条例や清水の心配を危惧しているのは私だけではないと思います。圃場整備も進みまして水路はコンクリートで3面舗装でございますけれども、そういう形で次々と整備されてきておりますけれども、この整備されればされるほど地下の浸透水も少なくなっていることから、やはり清水枯れ、また井戸枯れなど、今出てきておりますし、そういう心配がなおさら多くなっていきます。じゃどうしたらいいかということになりますけれども、町ではそれに対応してあちこち穴を掘ってやっておりますけれども、果たしてそれでいいのだろうかなと思われるわけでございます。

例えば、例えばです。六郷東根の雀柳あたり、もしも整備されてそういう水路に完備されたとすれば、恐らく井戸枯れ、清水枯れ、これから免れないのではないかなと。これは大変なことになっていくのではないかなと。これからやはり六郷東根線など、花巻線など子供たちをいつも見守る態勢で送り迎え挨拶するとなれば、やっぱりあの花巻線あたりも考えていく時期が来ると思いますけれども、そうなればなかなか広げられないとなれば水路等もつくっていかなければできないのではないかなと。そういう形でやはり今地下浸透用のU字溝とでもいいますか、そういうのもありますし、淀みも考えていかなければできない時期になっているのでは、考えながら工事を進めていかなければできないのではないかなと思うわけでございます。

それから、もう一つですけれども、町部の防火設備は万全かということでございます。確かに

一部、例えば梁田角から琴平のほう見れば消火栓ががらっとあります。ありますけれども、果たしてもし火事になった場合、どういうことが起きるかなと。一回に2つも開ければ恐らく水圧は少なくなるだろうし、発揮できない。第一この間の火事でございますけれども、消防車来る前に1軒焼けてしまったと。1軒半ぐらい焼けてしまった。ある面では大変なことです。あのとき吹雪でも吹いてたり、仮に六郷の庁舎、元庁舎の火事ありましたけれども、あれぐらいの火事も大火になった。今でもぞっとするんです。やはり防災に強いまちづくりを考えるときはもっと考えていかなきゃいけない。第一六郷の火事のとき、あの水槽に消防車が来て上のほうで雪入れてるんです。やはり町民にも日ごろからそういう意識を深めていかなければできないと思います。例えば今回の予算に防火水槽2基ぐらい千畑ですけれどもつくるようですけれども、やはりこれはもうちょっと町部のほうにも考えて、例えば旭町あたりに空き地に置いておいて、日ごろその地域の人たちが防災訓練でもいいですし、そういう検討をし、もし火事があったら、大町の火事があったらここの水路、その水槽から水流してあそこの角でまた水を流してとめてというような体制をもっていかなければ大変な時期が来るのではないかなと思われることから、やはり防火水槽のことも考えていかなければできないのではないかなと思うわけでございます。

そういうことで、一つ目はこれで終わります。

2つ目ですけれども、スポ少ですけれども、先ほど半分ばりしゃべりましたけれども、いずれ 学校は今後の取り組みについて積極的に知らせてほしいと、それを子供と話し、子供の思いを察知したいなど子供の心の理解に努めたいとする思いをしている親が今たくさん当たり前ですけれども多くおります。やはり中学、高校に入るための体力づくり、精神鍛練、いろいろな面でその思いの一部にもなると思うことから、スポ少、スポーツ少年団のあり方について伺うわけでございますけれども、以前には先生がそれぞれのスポーツの活動に対しまして指導的な指導をしてきたわけでございますけれども、今やスポ少組織になりまして一般の有志がやってくれておるわけでございます。本当にありがたいわけでございますけれども、それにしても練習、特に練習試合や大会などでは、そのたびに父兄などが車の手配やその他で苦労しながらやっておるわけでございます。そのようなもとで小学校の統合が進み、学校が遠くなった子供の親から心配の声が聞かれるわけでございます。子供のやりたいスポーツをやらせたい、親が迎えにいけないために子供の気持ちを酌んでやれないようなことは避けたいなどと意見が寄せられております。親が仕事などで遅くなるときなどの対応、練習やほかの行事が早めに終わったときだけの対応などいろいろとあると思います。学校としてどの辺まで関

わっているのかお聞きしたいわけでございます。まずその点お聞きします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まちづくりの構想についてお答えいたします。

まず、1つ目の奥羽山麓大規模農道に関するご質問についてですが、この道路については、議員ご承知のとおり横手市から仙北市を結ぶ農免農道として平成2年に着工され平成19年8月に全線開通しております。3市1町を縦断する総延長は39.7キロメートル、うち美郷町分は13.1キロメートルに及ぶ道路でみずほの里ロードの愛称で親しまれ、物流はもちろん地場産業や観光振興等に重要な役割を担っております。そうしたことから、これまで秋田県大仙市、仙北市及び美郷町で構成する大曲仙北観光圏域推進協議会では広域観光を促進する観点で2市1町の観光拠点や施設などを案内する秋田こまち路ドライブマップを年4回発行し、広域観光のPRに努めてきているところです。また、そのマップの中にはみずほの里ロードも表記されており、県道あるいは市町村道との連絡などもわかるように紹介されております。

なお、町内関係では大台野広場や主な公園施設、温泉施設や道の駅、そして湧水群などおよそ町内の観光拠点と施設は網羅されているところです。また、美郷町では23年度から観光案内看板並びに地域誘導看板の整備を計画的に進めておりますが、みずほの里ロード沿いには現在25カ所の看板等がありますが、さらに25年度において14カ所を追加設置する予定で町内の各施設などに円滑に到着できるよう整備を進めてまいりたいと存じます。

今後も議員ご指摘の観点を大切にし、広域観光の促進並びに町内観光の促進などによる美郷町の活性化を目指し、みずほの里ロードからの町内誘導による歴史文化産業振興につながるような活用に留意してまいりたいと存じます。

次に、地下水や湧水に関するご質問についてですが、秋期や冬期の渇水期において地下水位の低下が原因と思われる湧水等の枯渇が一部で発生していることは議員もご存じのとおりです。こうした状況も踏まえ、町では平成20年3月に町民の共有資源であり共有財産でもある水環境を守り、次世代に引き継ぐために独自条例として美郷町水環境保全条例を制定し、水量と水質、そして水辺環境を保全するために具体の取り組みを重ねてきていることは議員ご存じのとおりです。とりわけ六郷地区については、水量を意識する観点で地下水位計を設置し、定期的に観測してきておりますが、それに加え地域内に4カ所の涵養池を設置し、特に冬期の水量確保に努めている

ところです。町としては、今後ともこうした取り組みを継続しながら具体の成果につなげてまいりたいと考えておりますので、議員には引き続きのご理解をお願いいたしますとともに関係団体からのご協力についてもよろしくお願いいたします。

さて、議員ご提案の浸透機能を持たせた側溝整備についてですが、基本的に地下水涵養という 観点で一定の効果は期待できるものと私も思います。しかし、そうした整備には地下水涵養のみ ならず周辺の圃場への影響、あるいは側溝の管理態勢のあり方などについても考慮することが必 要と思いますので、関係団体や関係農家との調整も必要になるものと存じます。また、整備に係 る事業費が通常より5割ほど割高との話もありますので、費用対効果についても十分な検討が必 要となります。したがって、現時点ではご提案と受けとめ、今後の検討課題とさせていただきた いと存じます。

なお、例示されました主要地方道大曲花巻線については、県では現時点で歩道整備の計画は定 まっておらず、またそうした機能を有する側溝整備の事例もないと伺っております。

3つ目の防火体制の強化についてですが、初めに町の消防水利の現状についてご説明いたします。

現在、消火栓は全町において671基あります。そのうち六郷中央地区には防火水道管に附帯する 消火栓が41基設置されているところです。また、防火水槽については、全町で268カ所あり、消防 水利の空白地域を埋めるよう整備を進めてきております。合併後の防火水槽の整備状況について ですが、これまで計10カ所整備しておりますが、その半数以上の6カ所を六郷地区に整備し、千 畑地区に3カ所、仙南地区に1カ所整備しております。そのことで消防水利の空白地域の解消に 努めてきております。

なお、平成25年度は千畑地区に2カ所予定しているところです。

また、消火栓については、合併後に六郷東部地区簡易水道事業とあわせて86カ所、それから畑屋地区統合簡易水道事業とあわせて22カ所、計108カ所設置してきております。平成25年度は千畑中央地区簡易水道事業にあわせて10カ所予定しているところです。こうした施設の設置箇所は現在マップ化しており、これをもとに消防水利の空白地域を客観的に把握するとともに県地震防災緊急事業5カ年計画及び美郷町総合計画後期基本計画の中で計画性をもって整備に臨んでいるところです。

なお、六郷中央地区については、現在設置されている消火栓及び防火水槽により消防水利の基準は満たしておりますが、ご承知のとおり防火水道管は昭和11年に設置されたもので、従前より

経年劣化が著しい状態となっていることから、将来を見据えこのままではいけないとして今年度 調査事業を委託しております。今後その成果を踏まえて対応のあり方を十分に検討してまいりた いと存じます。

いずれにしても、まずはこれまでと同様防火水槽の整備を進めながら全体として消防水利の空 白地域解消に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

〇議長(髙橋 猛君) 次に、教育長、登壇願います。

(教育長 後松順之助君 登壇)

〇教育長(後松順之助君) 引き続きスポーツ少年団のあり方ついてお答えいたします。

小学校の部活動がスポーツ少年団へ移行したのは1人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、またスポーツを通じた青少年の身体と心を育てる組織を地域社会の中にという日本スポーツ少年 団のスローガンのもと、当地域では平成8年ごろ、大曲仙北学校体育連盟で各市町村スポーツ少年 団と協議がなされ、現在に至っているものです。

さて、美郷町の今年度のスポーツ少年団は31団体、528名が団員登録しており、その単位団の運営は指導者並びに保護者の方々が協力しあい担っているところです。我が子の心身の健全な発達を願い、子供の心を理解し、夢を実現させたいという保護者の切なる思いは議員ご指摘のとおりと思います。

しかし、指導者並びに団員そして保護者とのいわば三位一体となっているスポーツ少年団の活動は社会体育、言いかえれば一つの地域社会活動の一環であり、子供の送り迎えも含め、応援などをチームとして組織のメンバーとして積極的にかかわっていくことが親子のきずな、地域のきずなを構築する上で大変意義あることと、そういうぐあいに承知しているところであります。

さて、ご質問の一つ目であります保護者の迎えが遅くなる場合ですが、ある団体の一例を挙げますと、送り迎えに不都合が生じた場合は、先ほど申し上げましたとおりスポ少活動を通じた保護者間の仲間づくり、チームワークがおのずと培われ、お互いの協力意識により他団員の保護者が送迎を引き受けたりして対処できている旨を承知いたしているところであります。

保護者の方々全てが子供の成長や活躍、さらにチームの発展を当然のごとく願っていることですし、その願う気持ちが強ければ強いほど保護者間同士の連携の仲間づくりも進展していくものと思います。そういった子供の健やかな成長のために周囲の大人が手を携え合い、お互いの存在を尊重し、理解し、協力しあう保護者の方々の姿に今後大いに期待するところであります。

また、ご質問の2つ目、練習終了時間が早まった場合等も同様と思いますので、ご理解いただ

ければありがたいと思います。

ご質問の3つ目であります。学校としてどうかかわっているかということでありますが、活動の拠点となる施設等の面ではスポーツ少年団のニーズに応えるため体育館やグラウンド等を学校開放の一環として使用をしていただいておりますし、理解支援という面からは大会時は学校代表の活躍をしっかり見守るという意味合いから都合のつく教職員が大会へ出向き、選手児童の激励、応援を行っているところであります。

加えて、安全面では、例えば屋外スポーツの場合ですが、指導者が来るまでの間子供たちを見 守ったり、養護教諭の先生が日常的な健康観察や食育指導等バックアップに努めていると伺って おります。

なお、町としましても単位団代表で組織する美郷町スポーツ少年団本部に対し、運営費補助や 大会時のバス車両借り上げ助成、全県大会以上へ参加するときには選手派遣費補助を行っており ますし、各大会で上位入賞等をした、活躍された選手団体へは町体育協会との連携によりスポー ツ賞を授与、町の広報等でご紹介等各般にわたって支援を行っているところであります。

最後になりますが、町の子供たちのために私生活を削ってのスポ少運営、指導等の取り組みを しておられる指導者各位に心より敬意を表し、答弁といたします。

- ○議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり) 4番武藤 威君の再質問を許可します。
- ○4番(武藤 威君) 1つ目ですけれども、やはり町でもいろいろと町の財産を利用した町発展のためにいろいろ策をしておりますけれども、そういういろいろな策ですけれども、例えば後の水環境でも町では子供たちを中心とした水、里山の大事さ、水のありがたさ等そういうことをしておりますけれども、これはこの後も続けていっていただきたいし、そしてやはり一回中心になって親たちが行ったと、あれも大変よいのではないか。やっぱり町全体で考えていかなければこの水を守っていくことができないのではないかなと思われますので、そっちのほうもこの後も考えながらやっていただきたいものだなと思っております。

その水ですけれども、水は高いところから低いところに流れていく、我々その水使ってきたんだ、この後もそういう形でいいというのほほんとした形ではやはり水環境条例はおろか町の清水はほとんど枯れてしまうし、大きな火災の心配も出てくるだろうし、ましてや上下水道だって危なくなってしまうと。そういう状況になってしまいますので、やっぱり先ほど言いましたけれども、この山の恵みを横手市、美郷町、大仙市、仙北市でも同じような扇状地、盆地の環境にあり

ますので、お互いにやっていこうやという話し合いなども必要になってくるのではないかなと私は思うわけですけれども、その辺でも考えていただきたいものだなと思っております。

防火水槽ですけれども、実は数は把握しておりませんでしたけれども、例えば角館の武家屋敷、私昔そういう仕事しておりましたので、1軒か2軒置きに裏に水槽があるわけです。そういう形で守っていかなければできないという体制、かつて昔も六郷の鬼っこ掛軸やった寺なんだっけ、宝もの焼いた寺、寺町というのはやっぱり六郷でも観光あるいはそれから岩手県からの関係等でいるいろと歴史ある寺でございます。やっぱりそういう財産を守っていかなければできないのではないかなと思いますので、やはり金かかるご時世ですけれども、やっぱり防火水槽、せっかく流れて貴重な水をどんどんと日本海さ流してやるような施策では、この地域が皆だめになってしまう、雄物川さ流してやるような状況ではだめだと、大事に使って町全体、子供からお年寄りまで考えて、この水を大事にしようというような意気込み、そういうものがだんだん出てくると思いますけれども、やはりある程度急いでいかなければできない問題ではないかなと思っております。

それから、マップ化、防火体制のマップ化等やっておるようですけれども、やはり町民の意識をもうちょっと、例えばそういう水路を確保するようにして土のうとかどごがさ置いでおいて、こっち火事なったらここ、さっきも同じようなことを言いましたけれども、そういう体制を図っていかなければこの町の大火は免れないのではないかなと思いますので、そういう意識啓蒙とでもいいますか、そういう形も進めていただきたいものだなと思います。

それから、スポ少ですけれども、わかりました。教育長言ったのはわかりましたけれども、それと関連して、なぜこういうことを言ったかというのが学校で起きていることを保護者同士で共有すべきと思うわけでございます。教師も保護者もばらばらではないんですけれども、されるとしたら生徒も大変な状況に置かれることになりかねない心配から聞いたわけでございます。マスコミさんが来ておりますので、ちょっと言えないんですけれども、でも実は中学校でかつて、今全国的にいじめとか体罰、新聞に載ってきておりますけれども、かつて、深く言いませんけれども、いじめがあったわけです。そういう中でその親から、おまえが議員やってるうち、何とか実情話して、この後絶対そういうことないようにしてくれということを言われましたので、言いたい、言いたくないけれども言うような変な気持ちで今いっぱいですけれども、中身については余り深く言いませんけれどもいじめがあったわけです。かつてそのとき、その自分の議会で教育、当時の教育長さんに学校ではそういうことないですねと聞きましたら、うちに限って町内にはそ

ういうものはそういうことはないと報告されておりますと、恐らくそうだと思います。全国的に ほんの一部だと思いますけれども、出てきているのは。

ただ、その子供たちがもう高校卒業して、大学卒業して社会人になったので言いますけれども、 いじめがないと町でも学校でも思ってるけれども、実際はその後もあったわけです。ですから、 やはりこのつながりをもうちょっと密にしていってもらいたいもんだなと。

ということは、そのいじめがあってからその中学校時代、もちろん高校に行っても靴履くのが 怖いというような状況のもとで、そこの親も子も実は私の孫と同じ年ですので、その子供たちを なだめるのに何年もかかりました。やはり二度とあってはいけないもんだなと。やはりそういう ことでスポ少関係でも、もっともっとつながりを深めるような形にしてもらいたいもんだなとい うことでスポ少を例にとって今言ったわけでございますけれども、うちの学校に限ってそんなこ とは絶対ないと誰でも考えたくなりますけれども、そういう形ですけれども、実際はぼつぼつと 起きているというのが実情のようですので、何とかひとつその辺も、もっともっと連携を密にし てやっていただきたい。そのことをお願いしながら終わりますけれども、もしそういう形で町か ら何かありましたらお聞きします。なければ終わります。

- ○議長(髙橋 猛君) 町長、自席でお願いします。
- ○町長(松田知己君) 先ほどの再質問についてお答えいたしますが、意識啓発というのは全てについて非常に重要なことであると思っております。一つの事象に対して結果が大きく違ってくるというふうに認識しておりますので、町民並びに行政機関、さらに行政に関係する各種団体等が共通認識をもてるように引き続き啓発に努めてまいりたいと存じます。以上です。
- 〇議長(髙橋 猛君) 教育長、自席でお願いします。
- **〇教育長(後松順之助君)** 情報提供であります。先ごろ美郷中学校生徒会が行った実例を申し上げ、答弁の補助にしたいと思います。

いじめを私たちの学校からなくさないということで生徒会が立ち上がり、スローガンをつくりました。そして、いじめ防止9カ条という条例を子供同士がつくりました。このことなどは学校報を通じて各家庭に配らせていただいたところであります。以上です。

- 〇議長(髙橋 猛君) 町長、答弁求めます。
- ○町長(松田知己君) ただいまの教育長のほうから「いじめをなくさない」というような答弁ありましたが、「いじめをなくす」ですので訂正させてもらいます。
- ○議長(髙橋 猛君) これで4番武藤 威君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子君

○議長(髙橋 猛君) 次に、9番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登 壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、高齢者世帯への雪おろし費用の助成制度についてお伺いいたします。

3年連続の大雪で除雪や雪おろしはどの家庭にとっても大変な負担であります。高齢者世帯にとっては、肉体的にも経済的にも年々負担が増しています。とりわけ今冬の豪雪では屋根の雪おろしの回数もふえ、自立できない高齢者世帯などにとっては経済的負担も重くなっています。雪おろしは危険が伴うものであり、経験を積んだ業者さんなどにお願いするのが望ましいわけですが、費用の負担はとりわけ低所得者世帯にとっては大きなものがあります。今後高齢化の進展や核家族化などに伴い、除排雪や雪おろしなどに対する行政の支援態勢の確立が重要だと考えるものです。

大仙市では、社会福祉協議会大曲支所が大曲地域のひとり暮らしの非課税世帯を対象に年1回5,000円を限度として補助をしています。また、花館地区社協と大曲地区社協がそれぞれ地区住民を対象に補助事業を行っているようです。支所の補助と併用できるということで年1回の制度ではありますが、低所得者世帯にとっては大変喜ばれているとのことであります。

北秋田市や上小阿仁村など自治体独自で補助をしているところもあります。当町でも高齢者世帯を対象に雪おろし費用の助成制度を実施すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町ではおおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で心身の障害や疾病等の理由により日常生活上の軽度な援助を必要とする町民税非課税世帯の方々に対して軽度生活援助事業を実施していることは議員もご存じのとおりです。この事業では、玄関先などの除排雪作業などに平成25年1月末時点で139人の利用をいただいているところです。このほか、除排雪関係では社会福祉協議会が行っております除雪ボランティア事業で中学生を含む697人がボ

ランティアとして参加し、168世帯に支援を講じたと伺っております。

しかしながら、雪おろし作業については、議員ご指摘のとおり危険が伴うことから、こうした 取り組みでは対応しておりません。

さて、ご質問の雪おろし作業への支援についてですが、正式な統計ではありませんが、県内で助成を行っている自治体は北秋田市、横手市、湯沢市、上小阿仁村の4市村のみのようです。美郷町としては、昨年の議員の一般質問の答弁でも申し上げたとおり、雪おろし対策は今後とも課題の一つである旨の認識は持っておりますが、基本的に個々の家庭の雪おろし作業は所有者等が個別に対応していただくことが前提と考えており、そのため空き家対策においても雪おろし等について所有者に助言を行い、所有者による対応を促しているところです。

したがって、高齢者世帯におかれましても心情としては大変なことは十分に理解しているつも りですが、行政支援の範囲や公平性などを鑑みますと現時点は高齢者世帯のみに支援制度を創設 することは難しく、どうかご理解をいただきたいと存じます。

また、本定例会で審議をお願いしております平成25年度予算に危険な家屋、危険な空き家の解体に対する支援制度を盛り込んでおりますが、解体に際して雪おろしのみの費用への支援は想定しておりませんので、あわせてご理解をお願いいたします。

高齢者世帯に対しましては、一定の要件のもと生活支援の一環として引き続き軽度生活援助事業を実施するともに安否確認を兼ねた配食サービス事業や必要ある方々への介護用品給付事業を継続するほか、福祉施策として高齢者が広く利用できる各種制度を継続してまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。9番泉 美和子君の再質問を許可します。
- ○9番(泉 美和子君) 基本的な考え方ということでご答弁ありましたけれども、心情的には理解できるということでしたけれども、豪雪地帯といいますか、そういうところにとっては個人の努力ではなかなか難しいという、そういう状況、いろいろな事例があるわけですけれども、除雪だではなくていろいろな、雪おろしだけでなくていろいろな事例があるとは思いますが、豪雪地帯で高齢化が進んでいくと、やっぱりなかなか自助努力だけでは難しいと。地域で支え合うということはもちろんですが、それもまた高齢化に伴って担い手がいないと支え合う人たちが不足してくるといいますか、そういう状況だと思います。町長も心情的に理解できるということで、それはもちろんわかるんですが、今後ですね、やっぱり行政として何らかの支援態勢を確立していくということが、何か必然的に必要になってくるのではないかというふうに今の少子高齢化を見

ると考えるわけです。それでこういう質問をしたところですけれども、それで国とか県でも除雪、除排雪、種類はいろいろあるとは思いますが、除雪に対するいろいろな支援を検討していくような報道もありますし、そういうことも伺っております。それでその前に町単独でぜひこういうことを検討してほしいという質問ではありますけれども、今後国、県が対応をしていくときには、ぜひそれに基づいて十分な対応をとっていただきたいということを、その点をぜひご答弁いただきたいと思います。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国、県が全体としてその制度を確立し、それに自治体が対応するか否かという段階においては、当然美郷町は対応してまいります。大切なのは一つの事象に対して自治体間で差異があって、その差異の中で美郷町は落ちるとならないことが重要であるというふうには認識しておりますので、全体としての制度が確立した際には、当然対応します。

ただ、先ほど申しましたとおり、美郷町単独としても議員おっしゃいました高齢化等の、あるいは過疎化等のことを鑑みた場合は、今後とも課題の一つであるというふうには認識しておりますので、その点は重ねてご理解をお願いいたします。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) それでは次の質問に入っていただきます。
- ○9番(泉 美和子君) 次の質問に移ります。福祉灯油の実施についてお伺いいたします。

平年を超す大雪と厳しい寒さの中、灯油やガソリン、軽油などが高騰を続け、町民の暮らしを 圧迫しています。県内の灯油の店頭価格は3月4日現在で18リットル1,773円となっています。積 雪寒冷地にとって暖をとる灯油や除雪のためのガソリン、軽油は生活必需品です。政権交代によ り円安傾向が顕著となり、このため輸入品である燃油価格は高騰を続け、地域経済と町民の暮ら しは一段と厳しいものとなっています。2008年に秋田県は前年1リットル75円の灯油が95円にな ったとして福祉灯油の支給助成を行っていますが、現在の価格はそれを上回るものです。あのと きは本当に助かったという住民の声が寄せられています。当時に比較して生活保護費の老齢加算 廃止、また年金支給も物価スライドを理由に引き下げられています。こういうときこそ福祉灯油 を実施すべきだと考えるものです。

横手市では、低所得者・高齢者・障害者などの世帯に3月中旬から4月末まで利用できるあったか灯油券を配布し、灯油の購入費用を助成することを決めました。当町でも住民の暮らしを応援する自治体の役割を発揮し、低所得者などの世帯に灯油購入費を助成するよう求めるものです

が、見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もご指摘ありましたとおり、平成19年度の原油高騰の際、国の原油高騰対策による特別地 方交付税措置を財源に灯油購入費用に対する助成を行った経緯があります。しかし、今年度につ いては、現段階においてこうした財源措置を見込める状況になく、平成19年度と状況が違います ことにまずはご認識をお願いいたします。

また、県内においては、関係機関に伺ったところ、独自に灯油購入費用に助成策を講じているのは横手市のみのようです。なお、横手市の動向を踏まえてかどうかは存じませんが、県では2月26日付で県内各市町村に対し、灯油高騰対策の実施の有無のアンケート調査を実施しております。本町としては、取り巻く環境等を鑑み、その段階において実施予定がない旨を回答しているところです。

現在の灯油価格の動向についてですが、2月25日時点における県内の店頭販売価格は18リットルあたり1,778円でしたが、3月4日時点においては1,773円になり、若干の下落傾向にあります。またこれから本格的な春に向かい、家庭における灯油使用量は減少することが見込まれます。したがって、広く状況を踏まえて考慮いたしますと、現段階において議員ご提案の制度創設は考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、税制において所得税及び県民税、市町村民税は所得に応じた納税になっていることは申 すまでもありませんが、加えて国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の各種保険制度に ついては、所得に応じて軽減策が講じられているほか、利用料等においても医療費の自己負担額 の軽減策や保育園における保育料などで負担軽減の取り組みがなされております。

また、65歳以上の高齢者等の町民税非課税世帯では、さきのご質問にありました軽度生活援助 事業や配食サービス事業などの支援対象になるなど経済的な支援策が講じられているほか、児童 生徒がいらっしゃる世帯においては就学に必要な経費負担に係る就学援助制度があり、経済的な 支援を行っているところです。

このように町民税非課税世帯など所得の低い世帯に対しては各般の施策を講じているところで すので、引き続きこうした支援策は継続し、住民の暮らしを応援してまいりますので、改めてご 理解をお願いいたします。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。それでは次の質問に入ってもらいます。
- ○9番(泉 美和子君) 次の質問に入る前に、ちょっといいですか。(「はい」の声あり)

これも県のほうで今後予定をしているような、これを実施するような検討をしているようなこともちょっと聞いています。はっきりしたことはまだわかりませんけれども、ぜひ、まだまだ春には向かっていますけれども寒くて、まだまだ灯油はこれからまだまだ使いますので、ぜひこういうことも、県の動向なども見ながらお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。就学援助制度の拡充について伺います。

就学援助は憲法や教育法に基づき教育を受けることを経済的に保障するものです。平成22年4月に要保護児童生徒に関する国の補助金交付要綱が一部改正され、就学援助対象費目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が追加されました。長引く不況のもと、賃金の引き下げなどで子育て世帯の生活は年々厳しくなっています。子供たちがお金の心配をしないで安心して学ぶことができるようにすることが今こそ求められていると思います。準要保護児童生徒に対しても教育の機会均等を保障する観点からも、ぜひこの3項目を対象とするよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

また、制度の周知方法について伺います。町広報等では周知をしておりますが、全ての対象者に制度を周知し、活用をしてもらうことが最も大事だと考えるものです。例えば全児童生徒にお知らせチラシの配布や入学説明会などでの説明、対象世帯の認定基準の明記など中身を詳しくお知らせする、こういうことを行うことが制度の活用を促すことに通じると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 後松順之助君 登壇)

〇教育長(後松順之助君) 就学援助制度の拡充を、についてお答えいたします。

町では、これまで経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行ってきております。また、その認定につきましては、生計を同じにする世帯に属する世帯員全員の前年の総収入により、いわゆる生活保護を受給されている家庭が要保護認定となり、生活保護費に加え修学旅行費、医療費などを別途支給しており、今年度は全体で7名が対象となっております。また、それに準じる準要保護につきましては、生活保護認定基準の1.3倍以内の収入と認定された世帯の保護者を対象としており、扶助の内容としては学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの費用を143名に援助して

いるところであります。これらを合わせると150人に支給されており、これは町全体の在学児童生徒数のほぼ1割に当たります。現状では他市町村の基準と比較してもほぼ同様であり、就学援助制度の趣旨から見て経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への援助として適切に運用されていると考えております。

また、町では子育て支援策として、例えば先ほど武藤議員のご質問で答弁させていただきましたスポ少への補助とは別に小中学校の児童生徒の公式大会出場の派遣費全額補助や課外活動等や大会参加等に伴う町有バス提供による保護者負担の軽減、放課後児童クラブの低料金化など各自治体より手厚い支援を講じている取り組みがあり、これらと一体として就学援助を考えてまいりたいと考えているところであります。

さて、議員ご指摘のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費への援助についてでありますが、これは国が平成22年度に要保護者へ扶助対象としたことを受けて、現在県内各市町村において検討課題となっているところであり、町としても現在の就学援助制度の認定基準に照らし、認定されていない他の保護者との負担のバランスを考慮し、就学を確保する上で公費負担により援助することが必要な扶助対象費目として加えるべきかどうか、他町村の状況等を参考にしながら慎重に検討させていただいているところであります。どうかご理解を賜りたいと思います。

次に、制度の周知についてでありました。毎年2月の町の広報において援助内容、手続方法等について周知を図っておりますし、既に認定を受けている世帯には再申請の書類を送付しております。また、新入学児童においても、幼児教育班及び他課と連携しながら事前に該当世帯の把握に努め、個別に通知を出して制度の活用を促しております。さらには学校とも連携しながら、家庭状況に変化が生じた際には認定基準に該当するか精査し、年度途中であっても制度の活用を促しており、今後とも制度の幅広く適切な運用に努めたいと考えているところであります。以上であります。

- 〇議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。9番泉 美和子君の再質問を許可します。
- ○9番(泉 美和子君) 制度の周知についてですけれども、いろいろ個別など漏れなくというふうな感じでやっているということだと思いますけれども、全体としてこういう制度があるのだという、何ていいますか、広く対象になる人にもちろん個々に学校が対応しているということはもちろん大事ですけれども、全体としてこういう制度を広く知らせていく、こういう経済状況なものですから、ああこういうのがあるんだと、もしかしてうちも対象にならないのかなと、そういうふうに考えられるようにすることが私は大事ではないかなと考えるもので、それで例えば広く

入学式、入学説明会などでですね、チラシを全部お配りするとか、あるいは中学校の例えば説明会とか、そういうところで広くそういうことを知らせるというのが一つ方法があるのではないかなということと、それから中身も広報なんか見るとこういう、これとこれなどが対象になりますというような感じですけれども、やっぱり果たして、まあ詳しくはちょっとなかなか大変だと思いますけれども、そういう制度があって、果たして自分は対象になるのかという、大体のこういう基準がありますよという、そういうところがわかると、ぱっとわかりやすい、それで私はどうなのかなと、こういう制度があれば、対象になれば助かるなという、そういうことがみんながわかるような、そういうやり方も必要なのではないかなと思ったものですから、そういう点について答弁をお願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。
- ○教育長(後松順之助君) これまで私も教員生活を数十年させていただきましたが、その経験則について参考になろうかと思いますので、申し上げますが、こうした情報はもちろん権利があって情報を得たいという方もおられますけれども、実際子供たちに支給する場合には学級担任として、空の封筒をその子に渡し、そしてそれをまた回収するというような非常にデリケートな部分も含んでございます。そうした面も、メンタル的な面も考えながら、確かに正確にお伝えするということは必要かと思いますが、心当たりの方は、あるいはご用件の方はご相談くださいというような、そういう申し方、あるいは先ほど申しましたように年度途中でありましてもどんどんどんどん既らしていきますので、そうした対処の仕方が、より教育的ではないかなと。これは私の判断でありますが、学校でも今のところも同じような方法をとっているだろうと存じております。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、9番泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

(午前11時05分)

(午前11時14分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第2、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に

ついてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第3、議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合の 共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更については原案のとおり 決しました。

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の 変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合の 共同処理する事務の変更に伴う財産処分については原案のとおり決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

O議長(髙橋 猛君) 日程第5、議案第5号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 町道の認定については原案の とおり決しました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第6、議案第6号 町道の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 町道の廃止については原案の とおり決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第7、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画

◎議案第8号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第8、議案第8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の 制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番吉野 久君。

- ○7番(吉野 久君) この議案第8号以降地域主権一括法関連での条例制定議案が続きますけれども、そのどれもがこれまでの国の基準と同じ内容の条例案です。そもそも地域主権一括法の狙いは、これまでの国の義務づけ・枠づけを見直し、地域の実情に即した、合わせた条例制定にあると思いますけれども、美郷町独自の基準を盛り込むことを検討いたしましたか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 建設課長。
- **〇建設課長(照井智則君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

町独自の基準につきましては、現在のところ検討してはございません。というのは、あくまでもさまざまなこれまでの基準、それらについての基準を定めるための裏づけ、それからそれらの数値、それらについてのことが全部検証されて初めて新しく定めることができますので、現時点で現在の基準そのもので新たに変える必要、それらのことが生じておりませんので、現時点での改正については検討しておりません。検討しないで定めました。

- 〇議長(髙橋 猛君) 吉野 久君。
- **〇7番(吉野 久君)** だと思います。非常に新たな基準を設けるというのはハードルが高い作業 になりまして、全国的にも県や市町村で独自の基準を設けるというのはほとんどございません。 ただ、一部そういう事例もございます。それは基準を若干緩めるというか、緩和するものもございますが、逆に基準を厳しくするような事例もございます。

例えば、バリアフリーに関する基準では、多機能トイレを設ける便所の出入り口の幅を80センチから90センチにするとか、いろいろそういうふうに独自で自治体で基準を厳しくするような事例もございます。私は、町職員がこの基準づくりに向き合うことが美郷のまちづくりを深く考えるきっかけではないかなと考えております。

例えば美郷町、すごい豪雪地帯です。この豪雪地帯での車道と歩道のあり方を職員が考える、 それで基準をどうするかということも考えていく、こういうことがまちづくりの美郷のあるべき 姿と現実との乖離を埋めていくことだと思うんですけれども、町長、いかがお考えですか。

- 〇議長(髙橋 猛君) 町長。
- **〇町長(松田知己君)** 議案第8号の条例の制定に関するご質問から離れてるように思いますが、 答弁いたします。

条例に対し、実態を照らし合わせた場合に適合する・しない、これは非常に重要です。現時点において、建設課長が申しましたとおり、現状の提案した内容で十分であるという判断での提案ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(髙橋 猛君) ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第9号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技 術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第10号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第10、議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置 基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については原案のとおり 決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定 についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等 に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第14、議案第14号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正についてを 議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号 美郷町北運動公園設置条例の 一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第15、議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び 管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正に ついてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第16号の質疑、討論、表決

〇議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第17、議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを 議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の 一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第18、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正 については原案のとおり決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第19、議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計 への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第20、議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを 議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第21、議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別 会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第22、議案第22号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第11号を議題 といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番中村利昭君。

○6番(中村利昭君) 8款、149ページになりますが、8款です。149ページの道路維持費ということでありますが、これは委託料の中に多分含まれていないと思いますが、要は道の駅の前の13号との間の雪の壁が余り高くて非常に道の駅の営業状況がわからないようでありますので、これは本来であれば国交省が担当するものと思いますが、用地が隣接しているという点で、できれば町で対応することができないものか。この除雪の今盛りやってました、その関係、どのように対応すればいいか。本来であれば国交省に協議願うという件であると思いますが、ここら辺につい

て町が対応するかどうかということ、できればちょっとお尋ねしたいと思いますが、担当課長と、 それからできれば道の駅の社長である副町長のほうからもお考えを聞きたいと思います。

- 〇議長(髙橋 猛君) 初めに建設課長。
- **○建設課長(照井智則君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

国道13号の道の駅・雁の里せんなんの入り口の部分の取りつけの除雪だと思いますけれども、間違いありませんか。(「はい」の声あり)今回補正をお願いしております部分につきましては、あくまでも町道におけます除雪と排雪の分をお願いしております。したがいまして、国道からの取りつけ部分につきましては、町のほうの町道認定はしてございませんので、これらは予算計上はしてございません。

それから、除雪の件ですけれども、これまでもその部分につきましては町では除雪してございません。ただ、今回そのようなご意見がございましたので、国土交通省のほうの管理する大曲のほうの国道事務所、そこと協議いたしまして何らかの対応・対策を国のほうにお願いしていきたいと思っております。

- 〇議長(髙橋 猛君) 副町長。
- **〇副町長(佐々木敬治君)** 副町長としての立場からお答え申し上げます。

国道13号の除排雪につきましては、ただいま担当課長から申し上げたとおりでございます。ただ、隣接する部分として道の駅の駐車場がございます。この部分については、まずは町民の方々の生活を優先する、そういった除排雪が先だと思います。予算的に、あるいは余力があれば町側に対して町でどういう対応をするのか、駐車場の除排雪について協議したいと、担当課と協議したいと考えております。

- ○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。13番深澤 均君。
- O13番(深澤 均君) 146ページになりますけれども、畜産費、15節の美郷町堆肥センターハウス 建築工事ということで雪害で倒壊したという説明がございましたけれども、頻繁に風等、また今 回雪害等で被害を受けているハウスでありまして、そういうこれまでの災害を、災害に対応した 検討した今回の建設になっているのか、そこら辺の内容、わかる範囲内でお聞かせ願いたいと思 います。
- 〇議長(髙橋 猛君) 農政課長。
- ○農政課長(深澤克太郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

春先、6月にですね、台風で、台風4号によります風害で屋根部分の被覆が剥がれまして、今回2回目ということで、今度は逆に雪の重みで倒壊してしまったということであります。今回積雪による対応を検討してまいりましたが、そのハウスの補強について、みね部分にダブルアーチをかけて上からの圧力といいますか、重さに耐えるようにしたいと考えてございます。台風の被害では下からの風、中に入った風にあおられて飛ばされたというような現実がございました。それら等も含めてダブルアーチによる対策を検討しております。

それからですね、今回入っている、中に入っている製品は、製品として春先にすぐ出荷できるということで、ある程度温度が下がっているものを詰めた棟でございます。 2 棟あるわけですが、1 棟はキルンから出て切りかえしてきたものを温度の高いうちに製品棟に運んでいるということで、ハウスの中の温度が結構高かったということもありまして雪が順調に走っているという状況であります。

これからの対策としましては堆肥の、製品となる堆肥の置き方といいますか詰め方、ハウスに 詰める際にある程度温度を保てるような堆肥の詰め方も検討してございます。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

1番中村美智男君。

- ○1番(中村美智男君) 全く深澤議員と同じ6款の7目15節に対する質問なんですけれども、今課長は結構答弁なさったわけですけれども、昨年は6月で風のためビニールが破損したと。今回は製品棟で熱があれば滑ったかもしれないけれども、それでも70センチメートルの積雪というのは係の方がその周辺にいるはずなんですよね。当然ビニールハウスだと70センチメートルの積雪があれば特別な補強入れてない限り倒壊するのは当たり前なんですけれども、このような体制といいますか、除雪体制というのは、何で70センチメートルまで積雪があったのかということを、ちょっとお願いしたいと思います。
- 〇議長(髙橋 猛君) 農政課長。
- **〇農政課長(深澤克太郎君)** ただいまの質問に対してお答えいたします。

ハウスのわきの排雪、除排雪は完璧、完璧といいますか、きちっと寄せております。1晩に70センチメートルというのは相当記録的な雪でありまして、先ほどお話ししたとおりハウスの中の温度も下がっているということで走れなかったということです。対応としては温度が上がらないということで中に暖房機等々、暖房にかわるもの、暖房にかわる熱を出すものを入れておりましたが、それでも走れなかったというのが現状でございます。

- ○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。17番深沢義一君。
- **○17番(深沢義一君)** 146ページ、6款1項農林水産業費、農業費の5目担い手対策、9節の成年 就農給付金について質問いたします。

このことについては、国主導の人・農地プランの策定の上に実施されるもので、まさに担い手 を育てて農地を守っていくということでありますけれども、まずは町全体で人・農地プランに取 り組むとしたことは本当によかったなと私は思っております。

ところで、当初予算では13名の1,950万を計上しておったわけでありますが、給付が337万5,000 円の給付となったところで大きく減額となったわけでありますが、その大きな要因というのはど こにあったのかということを質問したいと思います。

- 〇議長(髙橋 猛君) 農政課長。
- 〇農政課長(深澤克太郎君) 答弁させていただきます。

この人・農地プランにかかわります成年就農給付金は、24年度新たに出てきた事業でございます。一昨年、23年の12月にこういう制度ができますよということで連絡を受け、説明会を受けて24年度の当初予算に予定額として13名分を計上いたしました。その説明の際にはみずからが農地の所有権もしくは利用権設定を有している者、45歳以下というような限定でありますが、そういう説明でありました。そういうこともあって親元、親との賃借も可能だというような見込みでフロンティア農業者の研修を終了した45歳未満の農業者等の意向を踏まえて要件確認して13名としております。

その後、4月になってこの補助金、給付金の実施要綱が国で出されまして、原則として給付対象者、本人の所有の農地があること、もしくは借りる場合は親族以外からの借り入れる農地でなければならないというような要綱が示されまして、この要綱がちょっとハードルになりまして13名から4名という形の実績となってございます。

- 〇議長(髙橋 猛君) 深沢義一君。
- O17番(深沢義一君) 今の答弁でわかりました。

それで、一つ別の質問よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)はい。

質問というよりも、先ほど来の2人の議員からの質問にあった畜産業費の15節工事請負費のことについて、私なりにちょっと思うんですが、あのハウスそのものが、たしか間口5間ということで広さが普通よりも非常に広いということで、結果的に屋根勾配も緩やかになってしまうということが背景にあるのでないかなというふうに私思います。特に雪害については、屋根勾配が緩

くなると真ん中から割れない以上落ちていかないということも一つの要因になってるのではない かなと思うんです。そうしますと、簡単な形なんだけれども、みねのところに雪を割れるような 何かつけておけば大分違うと思いますが、質問ではなくて提案として。

〇議長(髙橋 猛君) 提案だそうです。

ほかに質疑ありませんか。7番吉野 久君。

- **〇7番(吉野 久君)** 誰も聞かないので私が質問いたしますけれども、プレミアム商品券の50万円が補助が減額になりましたけれども、当初予算に計上した経緯をお伺いいたします。
- 〇議長(髙橋 猛君) 商工観光交流課長。
- **〇商工観光交流課長(髙橋一久君)** ただいまのご質問にお答えします。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、事業実施主体であります事業組合のほうから11 月、23年の11月18日に申請要請がございまして予算編成をしたところでございます。そういう要 請がありましたことにより予算編成、予算計上していたものでございます。

- 〇議長(髙橋 猛君) 吉野 久君。
- **〇7番(吉野 久君)** 結果的に未実施ということで減額することになりましたけれども、地販地 消推進する意味では非常に即効性のある事業だと考えておりますし、議員としても、また一商店 主としてもこれが未実施になったというのが非常に残念でございました。やはりこの地販地消を 推進する本当の先導役の商工会に対しましては、今後こういうことのないように、また地域内消 費を拡大することを本当にしっかり指導していただきたいと考えております。
- 〇議長(髙橋 猛君) 商工観光交流課長。
- **〇商工観光交流課長(髙橋一久君)** ただいまのご質問にお答えします。 関係機関と十分調整しながら進めてまいりたいと思います。
- ○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。15番熊谷隆一君。
- 〇15番(熊谷隆一君) 147と148ページです。商工費のアイリスの撮影のことについて伺います。 新聞報道でもありましたし、また補正予算を組む際にも課長から説明を受けておりますけれど も、美郷町は対象にならなかったということですけれども、その辺のことについて、それから近 隣市、もしよければ近隣市では、詳しい内容はいいわけですけれども、どこが対象になったのか というようなことをお答えできる範囲内でお伺いいたします。
- 〇議長(髙橋 猛君) 商工観光交流課長。
- ○商工観光交流課長(髙橋一久君) ただいまのご質問にお答えします。

韓国ドラマのアイリスIIのロケにつきましては、ロケに入る前にロケハンティングという形で全町村を回っていただきました。美郷町では松杉並木周辺、それから坂本東獄邸等を見ていただきましたが、松林、杉並木のところで撮影するということで準備に入っていたところでございます。しかしながら、アイリスIIは日本国だけではなくてほかの国でも撮影がございまして、そちらの撮影日程が押したために、残念ながらその部分が割愛されたというのが現状でございます。

それから、近隣のほうですけれども、詳しく承知しておりませんが、横手市、それから仙北市 のほうでは撮影が行われたようでございます。

○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第22号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成24年度美郷町一般会計補 正予算第11号は原案のとおり決しました。

◎議案第23号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第23、議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第23号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保 険特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第24号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第24、議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第24号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

◎議案第25号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第25、議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第25号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業 特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第26号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第26、議案第26号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正 予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第26号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第27号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第27、議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第27号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者 医療特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎散会の宣告

○議長(髙橋 猛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分)